

第12回社会保障審議会 少子化対策特別部会	参考資料1
平成20年9月30日	

資料2に関する参考資料

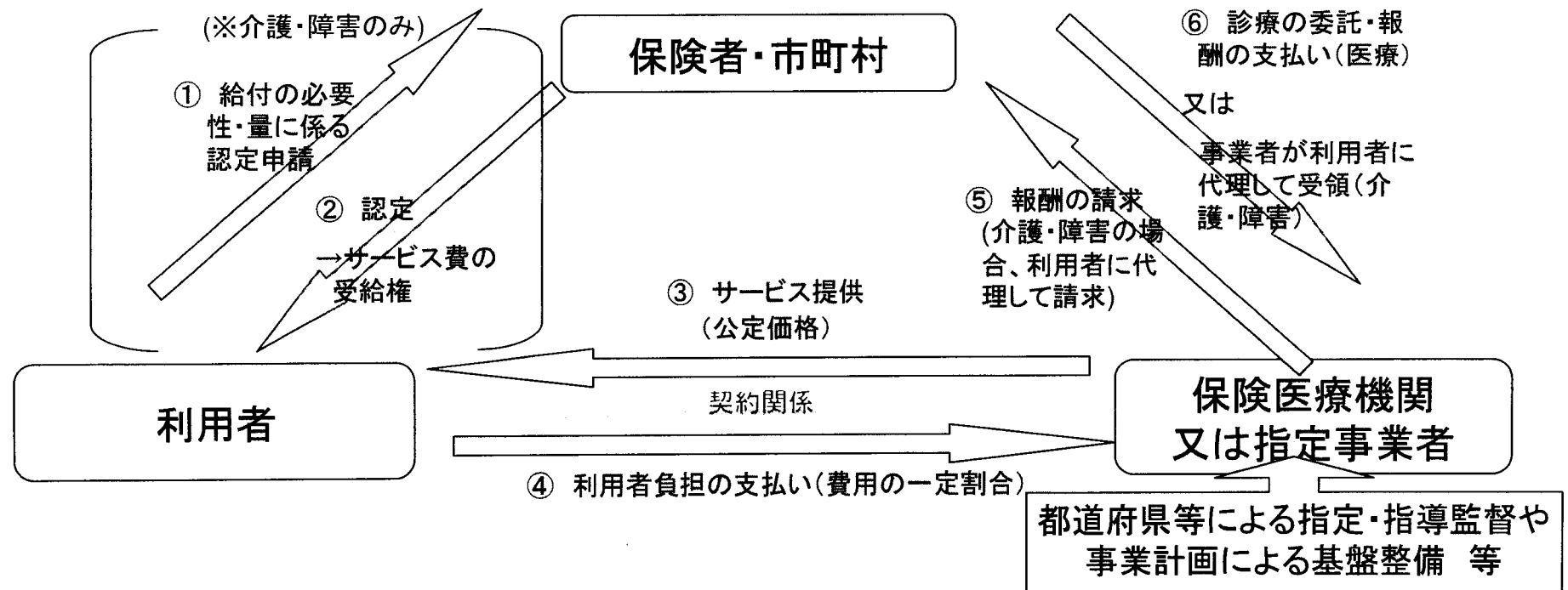
(参考1) 他の社会保障制度(医療・介護・障害)による サービス提供の仕組み

(給付の必要性・量の判断・それに応じた受給権)

- 他の社会保障制度(医療・介護・障害)においては、
 - ・ 診察に当たる医師又は行政(市町村)が給付の必要性・量の判断を行い、
 - ・ 利用者は、当該判断の範囲内におけるサービス利用について、保険者又は行政(市町村)から給付を受ける権利を有しており、基準を満たした保険医療機関又は指定事業者からサービス提供を受ける仕組みとなっている。

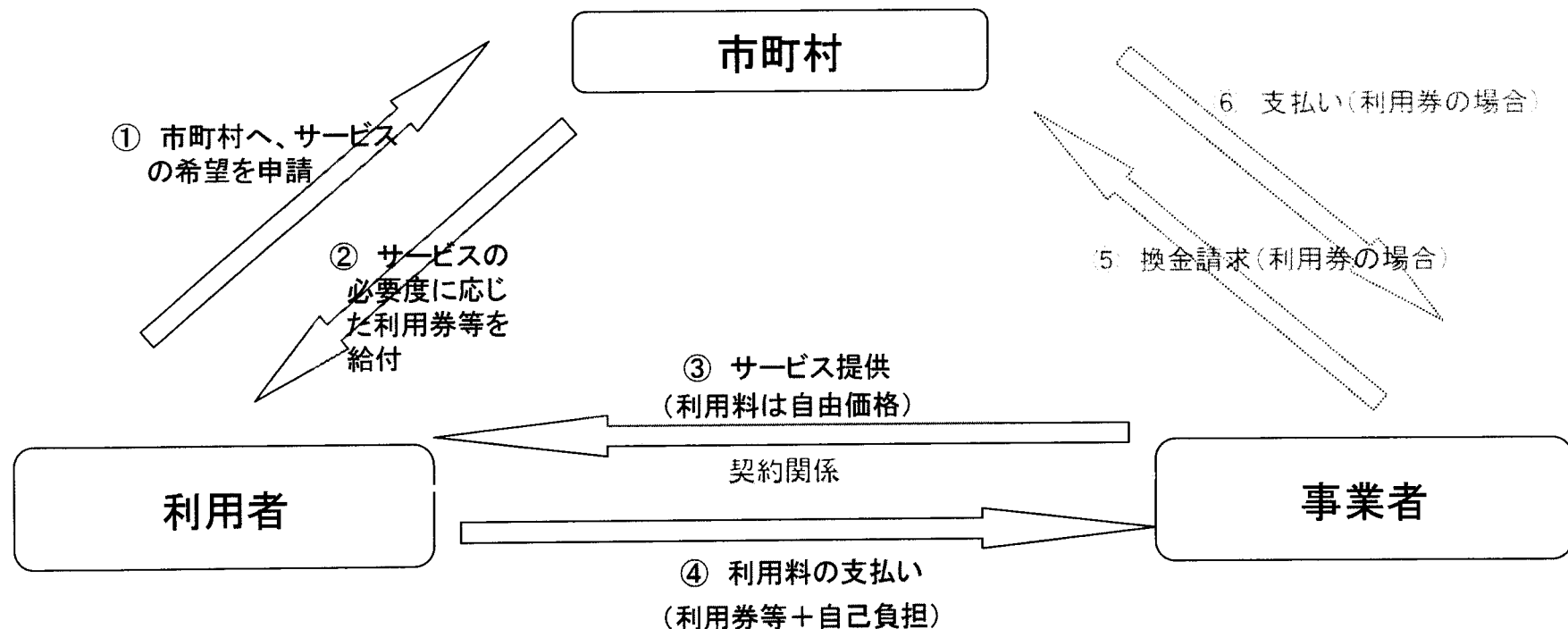
(公定価格)

- なお、サービス費用については、公定価格となっており、保険者・市町村による給付は、(利用者に代理して)保険医療機関又は指定事業者が請求・受領する形式。



(参考2) 規制を極力少なくしたサービス提供の仕組みの例

- 規制の極めて少ないサービス提供の仕組みの例としては、例えば、以下のような方式が考えられる。
- ① 利用者は、市町村へサービスの希望を申請
 - ② 市町村は、サービスの必要度に応じ給付(利用券又は現金)
 - ③ 事業者は価格を自由に設定し、サービス提供。
(※利用券が充当可能な事業所については、限定しない方法も、一定の基準を満たした指定事業者のみとする方法も、いずれも考えられる。)
 - ④ 利用者は、選択した事業者に対し、利用券等に自らの負担を上乗せし、利用料を支払い。



サービス提供の仕組みの比較

	現行の認可保育所の サービス提供の仕組み	(参考1) 他の社会保障制度 (医療・介護・障害)による サービス提供の仕組み	(参考2) 極力規制をなくした サービス提供の 仕組みの例
(1) サービス・ 給付の保障	<p>市町村に対する保育の実施義務</p> <p>(※地域の保育所の受入能力がない等やむを得ない場合は、「その他適切な保護」で足りるとする例外有り)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に(2)の判断の範囲内のサービス費用の受給権 ・保険者又は市町村にサービス費の給付義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人にサービスの必要度に応じた一定額の受給権 ・市町村にサービスの必要度に応じた一定額の給付義務
(2) 給付の必要性・量の判断	<p>市町村において「保育に欠ける」か否か、及び、優先度について判断。</p> <p>(※受入保育所の決定と一体的に実施。)</p>	<p>診察に当たる医師又は行政(市町村)が給付の必要性・給付量又は上限量を判断</p>	<p>市町村において、サービスの必要度を判断。</p>
(3) サービス選択・利用方法 (契約関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした認可保育所の中から選択(※定員を超える場合は市町村が公平な方法で選考。) ・利用者が市町村へ、入所希望保育所を記載の上申込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした保険医療機関又は指定事業者の中から選択 ・利用者が指定事業者と契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした指定事業者の中から選択、又は、市中の提供者から自由に選択 ・利用者が事業者と契約

	現行の認可保育所のサービス提供の仕組み	(参考1) 他の社会保障制度 (医療・介護・障害)による サービス提供の仕組み	(参考2) 極力規制をなくした サービス提供の 仕組みの例
(4) サービスの 価格	公定価格 (※国が地域等に応じ市町村 へ交付する「保育所運営費負 担金」を定めている。)	公定価格 (※国が診療行為やサービス 毎等に応じた費用額を定めて いる。)	自由価格 (※事業者が自由に設定)
(5) 給付方法 (補助方式)	・市町村が保育所へ、委託費 (運営費)を支払い。	・保険者による現物給付 又は 市町村が利用者に費用の一定 割合を給付。 (※実際の資金の流れとしては、 保険医療機関又は指定事業者が (利用者に代理して)保険者(市 町村)に請求・受領。(代理受 領))	・利用者に一定額の利用券又 は現金を給付。 ・(利用券の場合)事業者が 市町村に換金請求・受領。
(6) 利用者負担	・市町村が保護者から所得に 応じた利用料を徴収	・保険医療機関又は指定事業 者に利用者がサービス費用の 一定割合を支払い (※所得に応じた負担の上限 有り。)	・事業者が利用者から自由に 設定したサービス価格から、 利用券支給額(定額)を控 除した額を徴収 (→※利用者負担が増大し、所 得によって利用機会が十分保障 されない可能性)

(参考) 他の社会保障制度のサービス提供の仕組み

	医療（療養の給付）	介護保険	障害(自立支援給付)	保育（認可保育所）
(1)サービス・給付の保障	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者に患者(被保険者)に対する療養の給付を義務付け(現物給付) ・保険者が指定医療機関に対し、被保険者に対する保険診療を委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に要介護認定の範囲内のサービス費用の受給権 ・市町村に要介護認定の範囲内のサービス費用の一定割合の給付義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に市町村による給付決定の範囲内のサービス費用の受給権 ・市町村に給付決定の範囲内のサービス費用の一定割合の給付義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に「保育に欠ける」児童に対する保育の実施を義務付け (※地域の保育所の受入能力がない等やむを得ない場合は、「その他適切な保護」で足りるとする例外有り) ・市町村は自ら保育を実施(公立保育所)、又は委託(私立保育所)
(2)給付の必要性・量の判断	サービス提供者(診察に当たる医師)が給付の必要性・給付量を判断	保険者(市町村)において、全国统一の基準に基づく要介護認定により、給付の必要性・上限量を決定	市町村において、全国统一の基準に基づく障害程度区分認定や、障害者を取り巻く環境等を勘案して、給付の必要性・給付量を決定	・市町村において、条例で定める基準により「保育に欠ける」か否か(サービス対象か否か)、及び、優先度について判断。(受入保育所の決定と一体的実施。)
(3)サービスの選択利用方法(契約関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした保険医療機関の中から選択 ・患者(被保険者)が保険医療機関と契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした指定事業者の中から選択 ・利用者が指定事業者と契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした指定事業者の中から選択 ・利用者が指定事業者と契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした認可保育所の中から選択(※定員を超える場合、市町村が公平な方法で選考。) ・利用者が市町村へ、入所希望保育所を記載の上、申込み

	医療（療養の給付）	介護	障害	保育
(4)サービスの価格	<p>公定価格 （※国が診療行為毎等に費用額を定めている。）</p>	<p>公定価格 （※国が地域等に応じサービス毎に費用額を定めている。）</p>	<p>公定価格 （※国が地域等に応じサービス毎に費用額を定めている。）</p>	<p>公定価格 （※国が地域等に応じ市町村へ交付する「保育所運営費負担金」を定めている。）</p>
(5)給付方法 (補助方式)	<p>保険者が(現物給付の委託先である)保険医療機関に対し、給付に要する費用を支払い</p> <p>（※なお、医療保険の中には、療養費払い(償還払い)も併存。）</p>	<p>保険者(市町村)は利用者に、サービス費用の9割を給付(利用者補助)。</p> <p>（※実際の資金の流れとしては、指定事業者が利用者に代理して保険者(市町村)に請求・受領。(代理受領))</p>	<p>市町村は利用者に、サービス費用の9割を給付(利用者補助)。</p> <p>（※実際の資金の流れとしては、指定事業者が利用者に代理して市町村に請求・受領。(代理受領))</p>	<p>・市町村が保育所へ、委託費(運営費)を支払い。</p>
(6)利用者負担	<p>保険医療機関が、患者から、一部負担(被用者本人については費用の3割等)を徴収(※所得に応じた負担の上限有り)</p>	<p>指定事業者が、利用者から、サービス費用の1割を徴収(※所得に応じた負担の上限有り)</p>	<p>指定事業者が、利用者からサービス費用の1割を徴収(※所得に応じた負担の上限額有り)</p>	<p>市町村が保護者から所得に応じた利用料を徴収</p>

	医療（療養の給付）	介護	障害	保育
(7)事業者 参入	・保険医療機関の指定 拒否事由は法定されて いる	・指定事業者の指定拒 否事由は法定されてい る	・指定事業者の指定拒 否事由は法定されてい る	・保育所の認可拒否に は都道府県の裁量性 が認められている(既 存事業者の分布状況 の勘案等)
(8)情報開 示・第三者 評価	・医療機関に都道府県 に対する一定の事項 (医療従事者の数、治 療結果情報等)の報告 が求められており、 都道府県が一括して 公表 ・第三者評価の受審は 任意（上記の情報開 示に係る報告事項の 対象）	・指定事業者に都道府 県に対する一定の事 項(従業者の数、経験 年数等)の報告が求め られており、都道府 県が一括して公表 ・一部サービス（ゲ ループホーム等）に ついては第三者評価 の受審を義務付け	・情報開示に関する制 度は特になし ・第三者評価の受審は 努力義務	・情報開示に関する制 度は特になし ・第三者評価の受審は 努力義務